

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）は、申請することによって交付されます。精神障害によって日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方が、様々な支援を受けるために必要な証明書です。

- *手帳の交付を受けるためには、その精神障害による初診日から6か月以上経過していることが必要になります。
- *手帳と精神通院医療費助成制度（自立支援医療）を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請可能です。（年金証書の写しでは同時申請はできません）
- *精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、更新が必要です。
- *更新は有効期限の3ヶ月前から申請が可能です。
- *精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級まであります。（障害年金の等級に準拠しています）

《精神障害者保健福祉手帳で利用できる主な福祉制度》

- 1) 医療費の助成
 - 2) 税金の控除・減免
所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税 など
 - 3) 各種交通運賃の割引
鉄道、タクシー、バス、飛行機など各種運賃割引
有料道路通行料金割引 など
*東京都の方は都営交通の無料パスが交付されます。
*詳しくは各交通会社へご確認ください。
 - 4) 障害者総合支援法によるサービス
ホームヘルパーの利用、就労支援、居住支援 など
 - 5) 障害者雇用枠としての就労
 - 6) 公営住宅入居の優遇措置・特別減額
 - 7) 駐車禁止等除外標章の交付
- など

※各都道府県・自治体や等級により受けられるサービスに違いがあります。
詳細は窓口でご確認下さい。

《手続き方法》

窓口：区市役所・町村役場、福祉事務所の障害福祉担当課
または、保健所・保健センター

必要な書類

- 1) 申請書（自治体で決められた様式）
- 2) 診断書（自治体で決められた様式）
 - ①精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過した日以後の日に作成され、作成日が申請日から3ヶ月以内のもの
または
 - ②障害年金証書の写し
- 3) 写真（たて4cm×よこ3cm 1枚）
→スナップ写真やカラー・白黒は問いません。
デジタルカメラで撮影し家庭で印刷したものは劣化しやすい
ため避けて下さい。
- 4) 印鑑
- 5) 健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証・資格確認書等）
- 6) 身分証明書

＊その他必要書類については自治体によって異なることがあります。

＊手続きはご家族などの代理の方でも可能です。

＊申請後、2ヵ月～2ヵ月半で「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。（紙形式かカード形式で交付までの期間が異なります）

《当院での問い合わせ先》

東京女子医科大学病院 TEL：03-3353-8111

・ソーシャルワーカー TEL：03-5269-7067（直通）

（総合外来センター1階 医療サービス相談室内）